

公益財団法人日本建築衛生管理教育センター
役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本建築衛生管理教育センター（以下「センター」という。）の定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第28条に基づき置かれる者であり、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員及び評議員に対して以下のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤理事長には、年額17,000,000円以内で経歴、年齢及びセンターの財政状況等により評議員会で定めた額を支給する。ただし、やむを得ない事由により非常勤理事長が選定された場合には、年額6,000,000円以内で評議員会で定めた額を支給する。
- 3 常務理事（常勤に限る。）には、年額12,000,000円以内で評議員会で定めた額を支給する。
- 4 非常勤役員（非常勤理事長を除く。以下、この条において同じ。）には、理事会出席の都度、1回当たり15,000円を支給する。
- 5 評議員には、評議員会出席の都度、1回当たり15,000円を支給する。
- 6 非常勤役員及び評議員には、第4項及び第5項以外の職務遂行の対価として、会議等出席の都度、1回当たり15,000円を支給する。
- 7 第2項から第6項までに定める報酬のほか、役員及び評議員に対しては、職務遂行に伴い発生する費用を、センターの規程に準じて支給することができる。

(常勤役員等の報酬の計算)

第4条 新たに常勤役員又は非常勤理事長(以下、「常勤役員等」という。)となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日まで報酬を支給する。

2 常勤役員等が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日を差し引いた日数を基礎として行うものとし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(常勤役員等の報酬の支給方法)

第5条 常勤役員等の報酬は、第3条第2項及び第3項で定められた年額を12で除して得た額をセンター職員の給与支給日に支給する。

2 前項により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 所得税、社会保険等の控除は、毎月の報酬から控除する。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は支給しない。

(改 廃)

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人日本建築衛生管理教育センターの設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成30年6月27日から適用する。

この規程は、2019年6月25日から適用する。